

## はじめに



本市では、障害のある人が、地域の中で安心して暮らせる社会づくりを目指して、平成9年度に「船橋市障害者施策に関する計画」を策定しました。その後、支援費制度の導入など、障害者施策の変化に対応するため、平成15年度に計画の一部見直しを行い、平成19年度を計画年度とする「船橋市障害者施策に関する計画（改訂版）」を改めて策定し、適切なサービスや各種の情報提供などに取り組んでまいりました。

しかし、この間において、障害者自立支援法や発達障害者支援法などが新たに施行され、障害のある人の自立した日常生活や社会生活の実現を目指すことが示されたところです。こうした中、市では障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため、後継計画の策定作業を進めてまいり、ここに平成26年度までの第2次計画がまとまりました。

障害者自立支援法では、地域の特性を生かしつつ、利用者の生活状況に応じて柔軟な対応ができる地域生活支援事業の創設など、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるための施策が求められております。

市ではこうした流れに対応するため、本計画では施策の重点課題を、障害のある方々のことをより多くの市民の皆様にご理解・ご協力をお願いいたします。

市では今後とも、この計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、着実な施策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、多大なご尽力を賜りました「第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

平成21年2月

船橋市長 藤代孝七